

郵便局広告メニュー 2019

MEDIA GUIDE
郵便局広告のご案内



郵便局では、日本最大級のネットワークを活かし、企業PRやプロモーションにご活用いただけます。広告掲出、窓口での手渡しサンプリングなど多彩なメニューで、お客様のご要望にお応えいたします。



※記載情報は2019年4月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。※写真(画像)はイメージです。
※本資料の「当社」は全てJPコミュニケーションズ株式会社を指します。

全国約20,000箇所の郵便局で広告宣伝を実施いただけます。

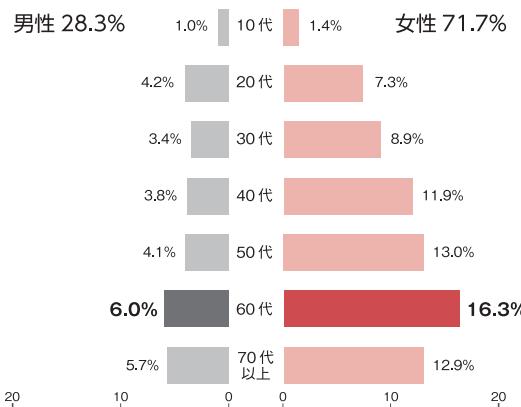
全国をターゲットとした広告展開はもちろん、エリアや実施郵便局を指定してアプローチすることも可能な広告メディアです。

郵便局でのポスターやチラシの掲出をはじめ、窓口での郵便局社員からの手渡しによるサンプリング、イベントスペースのご提供など、多彩な広告メニューをご用意しています。

郵便局広告の4つの強み

幅広い層へのリーチ

女性40代以上を中心に
男性、女性ともに幅広い世代が来局



地域に密着

郵便局のイメージNo.1は
「近くにあり便利」



※複数回答可

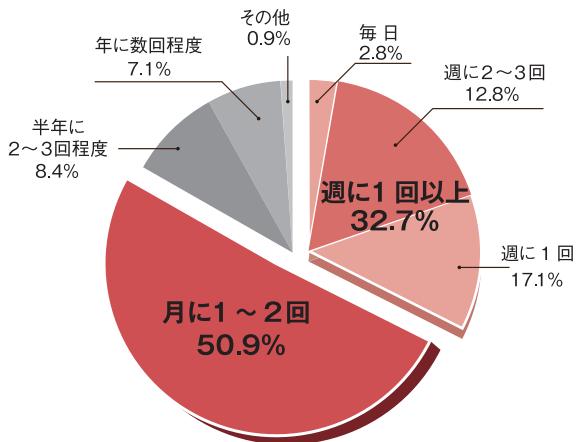
全国くまなく展開が可能

47都道府県で
約20,000局



高い来局頻度

来局者の約30%が週に1回以上
約半数が月に1~2回の頻度で来局



※『2015年3月来局者調査』当社調べ(全国47都道府県 調査局100局 調査回収件数10,527件)
※数値は小数点第2位以下を四捨五入して表記しているため、%の合計が100にならない場合があります。

「郵便局広告専用ポスター」または
郵便局ロビー内の空いているスペース等に
ポスターを掲出することができます。
来局者さまの日常的な情報源として、
新商品PRのほか、近隣のお店のオープン告知等、
幅広くご活用ください。



●媒体概要

対象局：全国約20,000局

申込枠数：1局1枠～

掲出期間：1期2週間～(月曜開始)

*掲出期間は2週間ですが、土日・休日は掲出されない場合があります。

●規格(サイズ)

1枠あたり：B2タテ以下
(B2サイズ:72.8×51.5cm)

●申込み期限

| | 郵便局窓口払い | 請求書払い |
|---------------------|---------|--------|
| 広告物を指定納品先に一括納品する場合 | 8営業日前 | 10営業日前 |
| 広告物を掲出する各郵便局にご持参の場合 | 3営業日前 | 10営業日前 |

* 期限は掲出開始日から起算します。

* お申込み前に広告物の事前審査が必要です。詳細はP.11をご確認ください。

●料金

| | | (税別) | | |
|---------------|------------------|--------|--------|--------|
| | | SS局 | S局 | A／B局 |
| 1枠あたり ／2週間 | ポスター (専用ボード) | 6,500円 | 5,500円 | 4,000円 |
| | ポスター (空きスペース) | 3,000円 | | |

局区分について

SS局：各地の特に大規模な郵便局
S局：比較的大規模な郵便局
A局：比較的中規模な郵便局
B局：比較的小規模な郵便局

* 指定納品先から郵便局への送料は当社負担です。

* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

* 両面ポスターをガラス面に掲出する場合には、広告料を2枠分いただきます。

●納品について

納品締切

- ① 指定納品先に一括納品の場合：掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間に指定納品先に一括納品
※指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。

- ② 郵便局へご持参の場合：掲出前営業日までに各掲出郵便局にご持参

* 部数：掲出部数+予備分1%～5% (指定納品先一括納品の場合に限ります)

* 指定納品先への納品方法等の詳細はお問い合わせください。

●注意事項

○お申込みの前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。

なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。(広告審査物はデータやコピーでも可)

○広告内容の審査で承認となった広告物は承認日より13か月間お申込みの受け付けが可能です。(ただし13か月間に該当広告物の掲出が終了する必要がございます。)また、継続のお申込みに関しましてはP.14の「審査について」もしくは「継続について」をご参照ください。

○掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。

○広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。

○掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。

○期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。

「郵便局広告専用パンフレットラック」または
郵便局ロビー内の空いているスペースにパンフレットや
チラシを設置することができます。
宣伝したい商品の特長やサービスなどをより詳細に
伝えたい場合にご活用ください。
ティッシュペーパーや試供品等を付けることも可能です。

●媒体概要

対象局：全国約20,000局　掲出期間：1期2週間～(月曜開始)

申込枠数：1局1枠～

*掲出期間は2週間ですが、土日・休日は掲出されない場合があります。



[左]10枠、[右]16枠
その他5枠、1枠タイプの専用パンフレットラックもございます。

●規格

サイズ：A4以下(B5、A4/3つ折サイズ可)
(A4サイズ:29.7×21cm)

重さ：トータル重量2kg以内

部数：200部以内

厚さ：1部あたり1cm以内 トータル5cm以内

*1期1枠あたりの規格となります。

*複数のチラシを掲出する場合には、ホチキス留めをするかPP袋等で個別包装し、広告物が分離しないようご手配願います。

●申込み期限

| | 郵便局窓口払い | 請求書払い |
|---------------------|---------|--------|
| 広告物を指定納品先に一括納品する場合 | 8営業日前 | 10営業日前 |
| 広告物を掲出する各郵便局にご持参の場合 | 3営業日前 | 10営業日前 |

*期限は掲出開始日から起算します。

*お申込み前に広告物の事前審査が必要です。詳細はP.11をご確認ください。

●料金

(税別)

| | | SS局 | S局 | A/B局 |
|---------------|--------------------|--------|--------|--------|
| 1枠あたり ／2週間 | パンフレット (専用ラック) | 4,000円 | 3,500円 | 3,000円 |
| | パンフレット (空きスペース) | 2,000円 | | |

局区分について

SS局：各地の特に大規模な郵便局

S局：比較的大規模な郵便局

A局：比較的中規模な郵便局

B局：比較的小規模な郵便局

* 指定納品先から郵便局への送料は当社負担です。

* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

●納品について

納品締切

① 指定納品先に一括納品の場合：掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間に指定納品先に一括納品
※指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。

② 郵便局へご持参の場合：掲出前営業日までに各掲出郵便局にご持参

* 部数：掲出部数+予備分1%～5% (指定納品先一括納品の場合に限ります)

* 指定納品先への納品方法等の詳細はお問い合わせください。

* 申込期間が複数期にわたる場合は、全期間分の部数を納品ください。

●注意事項

○お申込みの前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。

なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。(広告審査物はデータやコピーでも可)

○広告内容の審査で承認となった広告物は承認日より13か月間お申込みの受け付けが可能です。(ただし13か月間に該当広告物の掲出が終了する必要がございます。)また、継続のお申込みに関してはP.14の「審査について」もしくは「継続について」をご参照ください。

○掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。

○広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。

○掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。

○掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。

○期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。

※記載情報は2019年4月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。 ※写真(画像)はイメージです。

Aラック(ポスター&パンフレットラック)

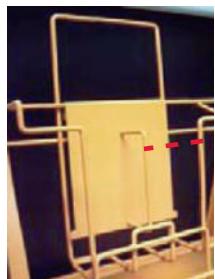
※1社独占使用のみのご利用となります

MEDIA GUIDE

郵便局広告のご案内



ポスター1枚、パンフレット4枚のラックで1社独占して広告を掲出することができます。ポスターをご覧になった来局者さまが、設置してあるパンフレットをお持ち帰りいただけます。Aラックは局内ロビーで存在感を示しますので、貴社のPRコーナーとしてご活用ください。



ポケットには
中仕切りがあり、
A4・3つ折が
掲出できます。

1社独占使用!
抜群の存在感!

●媒体概要

対象局：全国約4,700局

申込枠数：1局1台～

掲出期間：1期2週間～(月曜開始)

*掲出期間は2週間ですが、土日・休日は掲出されない場合があります。

●申し込み期限

掲出開始日の10営業日前

*請求書払いのみ

*お申込み前に広告物の事前審査が必要です。詳細はP.11をご確認ください。

●料金

(税別)

| | SS局 | S局 | A/B局 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 1台あたり ／2週間 | 25,000円 | 20,000円 | 15,000円 |

| 局区分について | | | | |
|---------|--------------|--|--|--|
| SS局 | 各地の特に大規模な郵便局 | | | |
| S局 | 比較的大規模な郵便局 | | | |
| A局 | 比較的中規模な郵便局 | | | |
| B局 | 比較的小規模な郵便局 | | | |

*指定納品先から郵便局への送料は当社負担です。

*お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

●納品について

納品締切

① 指定納品先に一括納品の場合：掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間に指定納品先に一括納品
※指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。

② 郵便局へご持参の場合：掲出前営業日までに各掲出郵便局にご持参

*部数：掲出部数+予備分1%～5% (指定納品先一括納品の場合に限ります)

*指定納品先への納品方法等の詳細はお問い合わせください。

*申込期間が複数期にわたる場合は、全期間分の部数を納品ください。

●注意事項

○お申込みの前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。

なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。(広告審査物はデータやコピーでも可)

○広告内容の審査で承認となった広告物は承認日より13か月間お申込みの受け付けが可能です。(ただし13か月間に該当広告物の掲出が終了する必要がございます。)
また、継続のお申込みに関してはP.14の「審査について」もしくは「継続について」をご参照ください。

○掲出日：掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。

○広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。

○掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。

○掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。

○期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。

※記載情報は2019年4月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。 ※写真(画像)はイメージです。

郵便局の窓口で、チラシや試供品などを手渡しします。
年齢層や性別を絞ってお渡しすることもできるため、
効果的にお知らせを行うことができます。



●媒体概要

対象局：全国約20,000局
申込個数：合計100個以上 1局30個以上
配布数：郵便局によって配布数が異なりますので、
郵便局もしくは指定広告代理店にご連絡ください。
配布対象：(1)全来局者 (2)男女別 (3)見た目年齢
配布期間：1期2週間 ※各局無くなり次第配布終了
* 配布開始日は任意の日を指定できます。
* 配布は窓口営業日のみ実施します。

●規格

内容：試供品やパンフレット、チラシ及び
これに類するもの
サイズ：1個あたりA4以下
厚さ：1個あたり1.5cm以下
重さ：1個あたり150g以下
* 缶類は大きさや重量によって応相談。
* 複数のチラシ等(試供品等を含む)を配布する場合には、ホチキス留めをするかPP袋等で個別包装し、配布物が分離しないようご手配願います。
* 試供品等は、危険物や壊れやすい形状・材質のものは避け、賞味期限・消費期限に余裕があり、常温配布可能なものに限ります。

●申込み期限

実施開始日の10営業日前
* 配布局数により応相談
* 請求書払いのみ
* お申込み前に広告物の事前審査が必要です。
詳細はP.11をご確認ください。

●料金

(税別)

| 配布総数／ 2週間 | 10,000個 未満 | 100,000個 未満 | 100,000個 以上 |
|--------------|---------------|----------------|----------------|
| 配布単価 | 50円／個 | 40円／個 | 30円／個 |

- ① 全来局者：左記の料金となります。
② 男女別：左記料金にプラス10円／個となります。
③ 見た目年齢：左記料金にプラス10円／個となります。
※上記以外のオプションはお受けいたしかねます。
※上記②、③は配布する郵便局社員の判断となります。

* 当社指定納品先に一括納品をご希望の場合は、指定納品先までの送料及び郵便局までの梱包・発送費がかかります。
* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

●納品について

納品締切

- ① 指定納品先に一括納品の場合：実施開始日の1か月前から6営業日前までの間に指定納品先に一括納品
※指定納品先までの送料及び郵便局までの梱包・発送費は広告主さまのご負担となります。
詳しくはお問い合わせください。
- ② 郵便局へご持参の場合 : 実施開始前営業日までに各実施郵便局にご持参

- ③ 広告主さまから直接
各実施郵便局に送付する場合 : 実施開始2営業日前までに各実施郵便局に納品

* 部数：配布部数+予備分1%～5%(指定納品先一括納品の場合に限ります)
* 指定納品先への納品方法等の詳細はお問い合わせください。

●注意事項

- 配布は2週間以内に手渡しで配布し、各局無くなり次第配布終了いたします。郵便局の状況や時期により一時的に配布を中断する場合がございます。
來局者数の変動により若干数配布しきれない場合がございます。
○配布終了後も配布期間満了までは、同じ郵便局でのサンプリングをお受けできません。
○お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。
なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。(広告審査物はデータやコピーでも可)
○実施日・実施局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
○実施期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。
○実施期間中の残数報告はお受けいたしかねます。
○期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。

郵便局ロビー内等のスペースを、商品PRや展示販売、サービス紹介の場としてご利用いただけます。
郵便局の来局者さまの待ち時間をビジネスチャンスに変えることが可能です。

ご利用メニュー一例 展示・装飾、試供品配布、商品PR、説明会・講習会、アンケート調査など



試食イベント



商品PR販売イベント



体験イベント

●媒体概要

対象局：全国約16,000局

申込枠数：1局1枠～

実施期間：1日～

●規格(サイズ)

6.6m²以下

なお利用可能なスペースのサイズは、
6.6m²をお約束するものではありません。
郵便局によって異なりますので、お問い合わせください。

●受付期限

実施開始日の15営業日前

* 請求書払いのみ

●料金

(税別)

| | SS局 | S局 | A／B局 |
|----------|---------|---------|---------|
| 1局あたり／1日 | 30,000円 | 20,000円 | 10,000円 |

* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

局区分について

- SS局：各地の特に大規模な郵便局
- S局：比較的大規模な郵便局
- A局：比較的中規模な郵便局
- B局：比較的小規模な郵便局

●注意事項

○実施日・実施局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。

○受付後、広告内容の審査及びお申込み手続をいただくため、1～2週間程度お時間をいただきます。

以下①②は必須、③④はご使用の場合のみご提出ください。

①審査依頼書(所定様式)

②イベント企画書(所定様式)

③当日使用ツール・持込物品(当日使用するパンフレット・ポスター等の掲出物、のぼり・看板・配布物品その他持込物品・機材等)の画像

④事前告知物等(他社の広告媒体に掲載するものを含む)

その他必要に応じて資料をご提出いただく場合がございます。

なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。

○実施期間中の意匠変更又は契約内容の変更是お受けいたしかねます。

○イベント内容によっては、自治体への届出等が必要になります。

○実施場所(原則、郵便局ロビー内。ただしATM周辺を除く。)・実施日時等について、事前に郵便局とご調整いただく必要がございます。

※貸出物品・電源等については、ご相談に応じます。

○イベントスペース外の勧誘行為等の活動はできません。

○イベント実施の際は、広告主さまの社名及び担当者氏名が記載された胸章を着用いただきます。

○イベントに関する一切の費用は広告主さまにご負担いただきます。

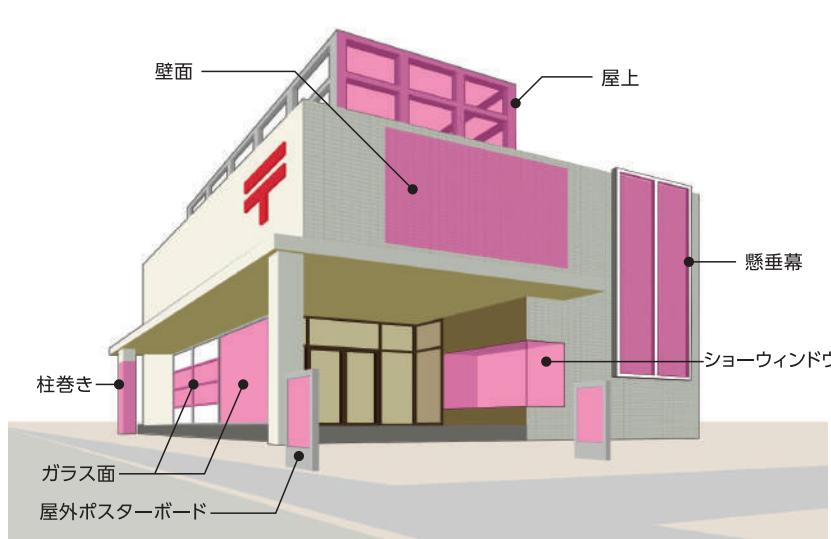
○天候不良等や広告主さまのご都合を理由に、イベントを実施されない場合でも、広告料の返金はお受けいたしかねます。

○イベントの実施に当たっては、「郵便局イベントスペース利用規約」(Webサイトで公開)に定める注意事項を遵守していただきます。

遵守いただけない場合は、ご利用を停止させていただく場合がございます。

郵便局の壁面やガラス面などに屋外広告を掲出できます。

郵便局の来局者さまだけでなく、周辺に勤務されている方やお住まいの方、ご通行中の方など多くの方々の目に触れる広告メニューです。



●媒体概要

対象局：全国約300局
掲出期間：1期2週間～(月曜開始)

●規格(サイズ)・料金

掲出郵便局によって異なります。
詳しくはJPコミュニケーションズ
株式会社Webサイトから各郵便局
の媒体資料をご確認ください。
※お申込み方法・納品期限等、詳しくはお問
い合わせください。

●注意事項

- 自治体によっては屋外広告条例に基づく申請等が必要です。
- 広告の施工設置、維持管理、撤去(強風等の天候により、広告物落下等の第三者への被害発生の
おそれがある場合の一時撤去を含みます。)、自治体への申請は広告主さまに実施いただきます。
なお、費用は広告主さまのご負担となります。
- 掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 掲出期間中の契約内容の変更はお受けいたしかねます。※意匠変更については応相談。
- 郵便局の一時閉鎖または改修工事等が生じた場合には、広告を撤去していただく場合がございます。
- ガラス面への掲出では、透過性素材での製作をお願いすることがあります。
- 設置が原因で発生した損害については、広告主さまのご負担によりご対応いただきます。
- お申込みの前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。
なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものを
ご準備ください。(広告審査物はデータやコピーでも可)
- 承認となった広告物は承認日より13か月間お申込みの受け付けが可能です。
(ただし13か月間に該当広告物の掲出が終了する必要がございます。)また、継続のお申込みに
関しましてはP.14の「審査について」もしくは「継続について」をご参照ください。

お手軽ネットワークボード

多くの方に一斉にお知らせすることができる屋外広告のセットメニューです！

統一規格のボードを作成し、主要郵便局に多面展開をすることが可能で、「話題を集めたい」「幅広くPRしたい」
広告主さまにぴったりのメニューです。

たとえば
こんなお知らせに
おすすめです！

キャンペーン・新商品の
認知・浸透に！

映画の告知に！

全国で多店舗展開する企業さまに！

企業のイメージ広告に！

単体エリアでの展開、面数のアレンジ等のご希望も承っておりますので、ご相談ください。

料金やメニューの詳細等につきましては、お気軽にお問い合わせください。

※2面以上の掲出を行う郵便局がございます。

※広告媒体費・製作費・施工撤去費・屋外広告物許可申請代行費まで含まれたメニューとなります。

東京中央郵便局 特設ラック

東京中央郵便局の特設ラックに広告を掲出できます。

●媒体概要

対象局：東京中央郵便局

申込枠数：2台まで

掲出期間：1期2週間(月曜開始)

*掲出期間は2週間ですが、土日・祝日は掲出されない場合があります。



●規格(サイズ)

1台あたり：ポスター

B2以下タテ×3枠
(B2サイズ:72.8×51.5cm)

パンフレット類 A4以下(ラック奥行き2cm)×5枠
(A4サイズ:29.7×21cm)

●申込み期限

掲出開始日の10営業日前

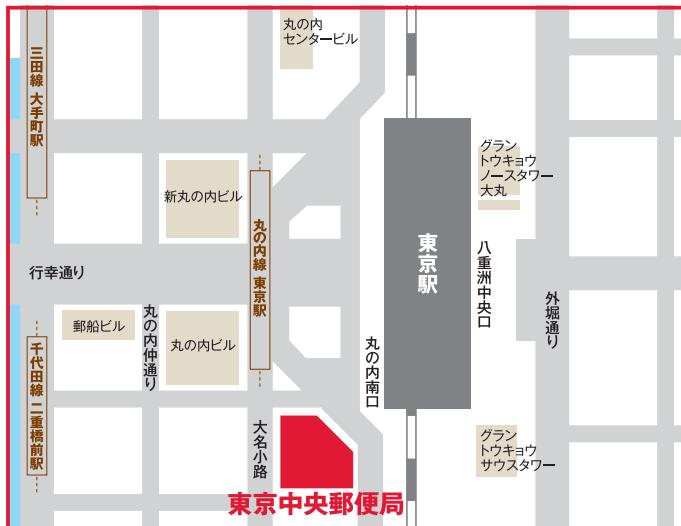
*請求書払いのみ

●料金

(税別)

| | | |
|-------|-----------|----------|
| 特設ラック | 1台あたり/2週間 | 150,000円 |
|-------|-----------|----------|

*その他納品方法等、詳しくはお問い合わせください。



【東京中央郵便局 所在地】
〒100-8994 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

全国の郵便局内の郵便窓口や時間外窓口の
料金を表示するモニターに静止画の表示を行います。



郵便窓口

※複数台設置されている郵便局もあります。



時間外窓口

※不在郵便物の受け渡し等を行う窓口になります。



※郵便局社員が特定の操作を行う場合に
広告画面が縮小することがあります。

●媒体概要

表示エリア：各都道府県から全国約20,000局
設置台数：全国約25,000台
表示期間：1期2週間(月曜開始)
表示回数：1表示15秒 1日:240回 / 2週間:2,400回
※1台あたりの表示の回数は土日・休日を除く
月曜～金曜日の1日8時間換算
表示時間：各郵便局の郵便窓口営業時間中
※郵便局によっては営業時間が異なる場合もあります。
申込枠数：1枠～4枠(都道府県単位～全国一括)

●規格

[静止画] ファイル形式：JPG、PNG
フレームサイズ：横400×縦550px
ファイルサイズ：100KB以下

●申込み期限

放映開始日の15営業日前

●料金

(税別)

| | 都道府県別 | 全国一括 |
|---------------|-------------------|-------------|
| 1枠あたり /2週間 | 90,000～3,270,000円 | 15,000,000円 |

* 都道府県によって料金が異なります(詳しくはJPコミュニケーションズ株式会社Webサイトをご確認ください)。

* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

●納品について

放映開始の12営業日前までにJPコミュニケーションズ株式会社へデータ納品

●ローテーションイメージ

8枠の内4枠を広告枠として販売しております。



●注意事項

- お申込みの前に広告内容の審査がございます。修正可能な段階で必ず審査を受けてください。到着後(当日12:00迄)、7営業日以内に回答いたします。
- 放映日・放映エリアは、申込み状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 窓口端末機の配備台数は状況等により増減する場合もございます。

郵便局で使用する現金納入袋、切手・はがき袋、記帳マット、はがきホルダーに広告を掲出できます。

【現金納入袋】

郵便局窓口で設置・配布されている封筒です。表面に広告を入れることができ、来局者さまの手元に届く広告掲出が可能です。



【切手・はがき袋】

窓口で切手や収入印紙・はがき等を購入した際に、入れる袋です。表面に広告を入れることができます、来局者さまの手元に届く広告掲出が可能です。



【記帳マット】

来局者さまが書類等を記入する記帳台に設置するマットです。各種書類の記入時に、多くの来局者さまの目にふれるため、ご利用のたびに繰り返し訴求できます。



【はがきホルダー】

郵便局窓口で設置・配布可能なはがき、切手、領収書等の整理等に利用できるホルダーです。



●媒体概要

| 広告メニュー | 対象局 | 申込数量 | 掲出期間 |
|---------|------------|-----------------|------|
| 現金納入袋 | 全国約20,000局 | 1,000部以上100部単位～ | 26週間 |
| 切手・はがき袋 | 全国約20,000局 | 1,000部以上100部単位～ | 26週間 |
| 記帳マット | 全国約20,000局 | 1枚～ | 26週間 |
| はがきホルダー | 全国約20,000局 | 5000部以上500部単位～ | 26週間 |

●規格(サイズ)

※お申込み方法・期限・料金等、詳しくはお問い合わせください。

| 広告メニュー | サイズ | 広告掲載場所 | 広告掲載面積 |
|---------|--|--------|-----------|
| 現金納入袋 | タテ19.7cm×ヨコ11.9cm(のりしろ部分を含みます。) | 片面 | 表面積の25%以内 |
| 切手・はがき袋 | 大サイズ:タテ26.0cm×ヨコ16.0cm 小サイズ:タテ18.5cm×ヨコ12.5cm | 片面 | 表面積の25%以内 |
| 記帳マット | タテ29.8cm×ヨコ44.8cm | 片面 | 表面積の30%以内 |
| はがきホルダー | タテ15.5cm×ヨコ20.5cm | 片面 | 表面積の50%以内 |

●納品について

媒体によって可能な納品方法が異なります。

【現金納入袋、切手・はがき袋、記帳マット】納品締切

指定納品先に一括納品：掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間に指定納品先に一括納品

※指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。※指定納品先への納品方法等の詳細はお問い合わせください。

【はがきホルダー】納品締切

①郵便局へご持参の場合：掲出開始前営業日までに各掲出郵便局へご持参

②広告主さまから直接各掲出郵便局に送付する場合：掲出開始2営業日前までに各掲出郵便局に納品

●注意事項

○お申込みの前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。

なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。(広告審査物はデータやコピーでも可)

○掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。 ○掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更是お受けいたしかねます。

○掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。 ○期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。

お申込みの流れ

MEDIA GUIDE
郵便局広告のご案内

郵便局広告の受付から掲出までの流れをご説明します。

* ポスター・パンフレット・Aラック・サンプリングに限ります。その他はお問い合わせください。

受付

郵便局もしくはJPコミュニケーションズ株式会社指定広告代理店にお申し出ください。

* 指定広告代理店については、JPコミュニケーションズ株式会社の
Webサイト(<https://www.jp-comm.jp/>)をご覧ください。

広告審査

掲出・実施ご希望の広告物を審査させていただきます。

1週間
程度

お申込み

審査終了後、受付をした郵便局または指定広告代理店からお手続きのご連絡をさせていただきます。

掲出開始日の
3
営業日前
まで

掲出開始日の
8
営業日前
まで

掲出開始日の
10
営業日前
まで

郵便局窓口払い

* 印章と現金をお持ちください
* ポスター・パンフレットのお申込みのみ

ご持参

* 掲出前営業日までに
各掲出郵便局へ
ご持参

指定納品先に 一括納品

* 掲出開始日の1ヵ月前から
6営業日前までに納品

請求書払い

指定納品先に 一括納品

* 掲出開始日の1ヵ月前から
6営業日前までに納品

直送 (サンプリングのみ)

* 実施2営業日前までに
各実施郵便局へ納品

* 指定納品先に一括納品をご利用の場合、指定納品先は申込書をご確認いただくか、受付指定広告代理店にご照会ください。

* サンプリングで指定納品先に一括納品をご希望の場合は、別途梱包・各実施郵便局までの発送費がかかります。

詳しくはお問い合わせください。

掲出・実施

掲出期間を延長したい場合は

掲出終了の**10営業日前^{※1}**までにお申込みの郵便局または指定広告代理店にお申し出ください。

※ 1 広告料金のお支払い方法、広告物の納品方法により、日数が短縮できる場合があります。

* 営業日は、土曜日、日曜日、休日、年末年始休み(12月31日～1月3日)以外となります。

* 詳しいお申込みの内容、お支払い方法については、お近くの郵便局もしくはJPコミュニケーションズ株式会社または、
指定広告代理店にお問い合わせください。

※記載情報は2019年4月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。

郵便局広告の利用に関する重要事項

MEDIA GUIDE
郵便局広告のご案内

以下の点をご了承ください。なお、詳しくは「郵便局広告取扱規約」をご覧ください。

- 郵便局広告は、法人またはこれに準ずる団体、個人事業者、個人(経済的利益を目的としている方)を対象としたサービスです。
- 広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合がございます。
その場合において、お客さまにおける広告物の校正・製作等の費用をJPコミュニケーションズ株式会社が負担することはお受けいたしかねます。
- 郵便局でのお申込み後は、JPコミュニケーションズ株式会社またはJPコミュニケーションズ指定広告代理店に取り次がれ、お客さまとJPコミュニケーションズ株式会社またはJPコミュニケーションズ指定広告代理店との間で契約が成立します。
- 広告代理店さまが広告主さまの依頼を受けてお申込みになられる場合は、当該広告代理店さまを契約者さまとして取り扱わせていただきます。
- お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。
- 納品締切までに広告物を納品いただけない場合は、ご希望日に掲出できない場合がございます。
なお、掲出できなかった期間分の広告料は返金いたしません。
- 掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の意匠変更または契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。
- 期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。
- 広告内容についてはお客さま(契約者さま)が全責任を持ち、広告に起因する苦情・紛争等については、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社は一切の責任を負いかねます。
- 第三者による盗難、汚損または不測の事態等による広告物の損害については、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社では一切の責任を負いかねます。
- 天災等、郵便局の状況等により、掲出期間中であっても、広告掲出ができない場合がございます。
- 次の場合には、掲出期間中であっても、催告なしに契約を解約し、広告物を撤去いたします。
 - ・法令等により広告掲出を禁止されたとき
 - ・郵便局の業務上支障が生じたとき
- 次の場合には、広告物の撤去に加え、広告料の全額を違約金として申し受けます。
 - ・お客さまが「郵便局広告取扱規約」または契約に違反したとき
 - ・お客さまが反社会的勢力の関係者と判明したとき
- 詳細は広告メニューごとの注意事項及び「郵便局広告取扱規約」(広告メニューごとの規約を含む。以下同じ。)をご確認ください。「郵便局広告取扱規約」に同意の上、広告掲出をお申込みください。

よくある質問

広告主さまから寄せられるよくあるご質問をご紹介します。全国の郵便局への広告展開をご検討されている場合は、JPコミュニケーションズ株式会社へお問い合わせください。

*「当社」は全てJPコミュニケーションズ株式会社を指します。

申込みについて

Q. 指定広告代理店とはなんですか？

A. JPコミュニケーションズ株式会社と契約し、郵便局広告を提供できる代理店のことです。

詳しくは当社Webサイトの指定広告代理店一覧(<https://www.jp-comm.jp/service08.html>)をご覧ください。

Q. 広告審査終了後、ポスター(パンフレット)の申込みの際に必要なものにはありますか？

A. 郵便局の窓口でお支払いの場合は、印章と現金をお持ちいただき、郵便局社員にご希望の郵便局、ご希望の掲出期間をお伝えください。また請求書払いの場合は、郵便局もしくは指定広告代理店にお申し出ください。

Q. どこの郵便局で広告が出せますか？

A. 全国約20,000局で広告の掲出が可能です。ただし、簡易郵便局や一部お取扱いのない郵便局もございますので、詳しくは当社Webサイトでご確認いただくか、お問い合わせください。

Q. 申込みはどこの郵便局でできますか？

A. 全国の郵便局でお申込みを受付けます。お近くの郵便局までお越しください。(簡易郵便局を除きます。) または、指定広告代理店にお申し出ください。

Q. 広告を出したい郵便局でそれぞれ申込みをする必要がありますか？

A. 1か所の郵便局で全局分のお申込みが可能です。受付は全国どちらの郵便局でもかまいません。
(簡易郵便局を除きます。) または、指定広告代理店にお申し出ください。

期間について

Q. 広告を出すまでにどの程度時間がかかりますか？

A. お申し出から審査期間を含めて3週間ほどお時間を頂戴いたします。(P.11をご参照ください)

支払いについて

Q. 広告料はどのように支払えばいいですか？

A. 指定広告代理店から送付される請求書にてお支払いください。

また、ポスター・パンフレットをお申込みの場合は、郵便局窓口でのお支払いも可能です。

納品について

Q. 広告物は掲出する全ての郵便局に持っていく必要がありますか？

A. JPコミュニケーションズ株式会社指定納品先に一括で納品いただくことが可能です。

一括で納品いただく場合、指定納品先から郵便局への送料は広告料に含まれます。(ただし、サンプリングは別途送料がかかります。)
また、掲出(実施)をご希望の各郵便局にお持ちいただくことも可能です。

なお、サンプリングについては実施する各郵便局へ直接お送りいただくことも可能です。

Q. パンフレットの追加補充はできますか？

A. パンフレットを掲出郵便局にご持参いただける場合は、初回納品分と合わせて1期1枠あたり、200部までは広告主さまによる追加補充が可能です。郵送での納品や、指定納品先への一括納品による追加補充はお受けいたしかねます。

審査について

Q. 広告審査にあたり、注意点はありますか？

A. 郵便局は公共性が高いため、一定の基準を設けております。
関連法令等を遵守していただくことはもとより、公共の場にふさわしくない表現と判断された場合には、
ご修正いただくか、またはお取扱いできない場合があります。
なお、広告物に修正がある可能性があるため、広告物の製作は審査終了後にお願いいたします。

Q. 広告審査で承認された広告物に有効期限はありますか？

A. 広告審査で承認された広告物の有効期限は、広告審査の承認から13か月後までです。
有効期間内に広告物の掲出が終了するようお申込みください。なお、広告物内容が変わる場合、この限りではありません。
ただし、サンプリングについては有効期限はなく、お申込みの都度審査が必要です。

Q. 広告審査番号の有効期限がもうすぐ切れますが、どのような手続きが必要ですか？

A. 再度審査依頼が必要ですが、同一広告物を使用される場合は、前回承認の広告審査番号をお知らせ頂ければ、
審査原稿の送付は不要です。

継続について

Q. 掲出を継続したい場合、どうすればいいですか？

A. お申込みいただいた郵便局もしくは、指定広告代理店にて継続のお申込みを承ります。
ただし、他の広告主さまからのお申込み状況等によっては継続掲出ができない場合があります。
また、継続掲出できる期間は広告審査の有効期間内に限ります。
詳しくはJPコミュニケーションズ株式会社にお問い合わせください。なお、継続のお手続きにお時間を頂戴しております。
掲出期間終了の10営業日前までにお申込みいただきますようお願いいたします。(広告料金のお支払い方法、広告物の納品方法により日数が短縮できる場合があります。)

その他

Q. パンフレットを自作のラックを使って掲出することはできますか？

A. パンフレット(空きスペース)をお申込みの場合、自作のラックを使用して掲出することは可能です。
使用できる自作ラックは、卓上型かつ、A4ファイルサイズ程度、高さ40cmまでで、組み立て不要のものに限ります。
その場合、自作のラックも広告審査が必要です。なお、期間終了後の自作ラックの保管や返却はお受けいたしかねます。

Q. 郵便局の屋外でイベントを実施することはできますか？

A. 一部の郵便局を除き、屋外でイベントを実施することはできません。
利用できるイベントスペースについては、ご利用希望の郵便局へお尋ねください。なお、屋外のイベントスペースを
利用する場合は、実施場所が敷地内であっても、行列・のぼり等が公道に出てしまう場所や状態では実施できません。

Q. イベントスペースは「6.6m²以下」と記されていますが、局内に看板やのぼりを設置するスペースを含みますか？

A. 看板やのぼりを設置するスペースを含めて「6.6m²以下」です。

Q. 郵便局にポスターが貼ってある様子を撮影して、自社のパンフレットやHPに利用できますか？

A. 申し訳ございませんが、郵便局広告の実施状況に関する二次利用はご遠慮いただいております。

郵便局広告取扱規約

2019年4月1日改定

JPコミュニケーションズ株式会社

(目的)

第1条 本規約は、JPコミュニケーションズ株式会社(以下「会社」といいます。)が、日本郵便株式会社の許諾を得て郵便局社屋等における広告物の掲出又は掲出場所の提供を行うにあたり、当該取引に関する基本的な条件その他必要な事項を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 郵便局広告 郵便局社屋等において広告物の掲出・撤去又は掲出場所の提供を行なうサービスをいいます。
- (2) 広告物 特定の情報を公衆に示すことにより、知得した者の態度や行動に影響を与えることを目的とした表現物等(ポスター、パンフレット類、商品見本、イベント、屋外広告物、広告映像等その種類及び形態を問いません。)をいいます。
- (3) 掲出 掲出、配布、実施、設置又は表示その他これらに類する行為をいいます。
- (4) 撤去 撤去及び処分並びに掲出場所の原状回復その他これらに類する行為をいいます。
- (5) 申込者 郵便局広告の申込みを行う広告主又は広告主から依頼を受けて郵便局広告の申込みを行う広告代理店をいいます。申込者は原則として法人又はこれに準ずる団体若しくは個人事業者に限ります。
- (6) 日本郵政グループ各社 会社、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険及び当該子会社・関連会社をいいます。
- (7) 指定広告代理店 会社と契約し、郵便局広告を提供できる広告代理店をいいます。
- (8) 受付局 会社から委託を受けて審査・申込み等の受け付けを行なう郵便局をいいます。
- (9) 掲出局 会社から委託を受けて広告物の掲出・撤去等を行なう郵便局をいいます。
- (10) 営業日 広告物を掲出する郵便局の営業日に限らず、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日)並びに年末年始(12月31日から1月3日)を除いた日をいいます。

(郵便局広告メニュー)

第3条 郵便局広告の種類は、次のとおりとします。

- (1) ポスター 郵便局内の壁面又はポスターボード等にポスター等を掲出するサービスその他これらに類するもの
 - (2) パンフレット 郵便局内の卓上又はパンフレットラック等にパンフレット類(パンフレット、カタログ、リーフレット又はチラシ等)を掲出するサービスその他これらに類するもの
 - (3) ポスター&パンフレットラック(Aラック) 郵便局内のAラックを占有してポスター等及びパンフレット類を掲出するサービスその他これらに類するもの
 - (4) サンプリング 郵便局内で郵便局社員が、配布物(パンフレット類又は商品見本等)を来局者又は郵便局社員等に配布するサービスその他これらに類するもの
 - (5) イベントスペース 申込者が実施するイベント又は展示等のために郵便局内外のイベントスペースを提供するサービスその他これらに類するもの
 - (6) フィルムポスター 郵便局のガラス面にフィルムポスターを掲出するサービスその他これらに類するもの
 - (7) 郵便窓口料金モニター 郵便局内に設置された郵便窓口料金モニターに広告映像を表示するサービスその他これらに類するもの
 - (8) 屋外広告 申込者が設置する屋外広告物(壁面広告、懸垂幕又は看板広告等)のために郵便局の外壁等を提供するサービスその他これらに類するもの
 - (9) その他会社が別に定めるもの
- 2 前項各号における広告物の規格・掲出方法及び郵便局広告の取扱条件・提供価格その他郵便局広告に関する規格条件等は、会社が定めます。

(適用範囲)

第4条 郵便局広告の取扱いは、本規約(本規約に附隨する各種規定を含みます。以下同じ。)の定めるところによるものとし、申込者は本規約の内容に同意し、これを遵守するものとします。

2 申込者と指定広告代理店との契約に基づく郵便局広告の取扱いについては、指定広告代理店の取扱規約の定めるところに従うものとします。

3 本規約に定めのない事項については、法令又は一般的な慣習によります。

(規約の変更)

第5条 会社は、申込者等に通知し、又は会社のホームページに公表することにより、任意に本規約を変更することができるものとします。変更後の申込み又は継続申込みに基づく郵便局広告の取扱いには、変更後の規約が適用されるものとします。

(広告取扱基準)

第6条 掲出を行う広告物の内容等に関する基準は、会社が定めます。

2 会社は、広告物の全部又は一部の内容が、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、広告物の掲出又は掲出場所の提供を行いません。

2 会社は、広告物の掲出又は掲出場所の提供を行いません。

- (1) 広告責任の所在が不明瞭なもの
 - (2) 広告内容が事実と異なるもの又は不明瞭なもの
 - (3) 特定の個人又は団体等を誹謗し、名誉若しくは信用を傷つけ、又はプライバシーを侵害する等、特定の個人又は団体等の権利利益を損なうもの
 - (4) 民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、傷病、職業、学歴、年齢、思想信条等で特定の個人又は団体等を不適に差別するもの
 - (5) 犯罪、暴力、売春、麻薬等を肯定、示唆、助長又は美化し、社会的秩序を乱すもの
 - (6) 証欺的なものや悪質商法等、公衆に不利益を及ぼすもの
 - (7) 酔意、残虐又は猟奇的な表現により、知得した者に恐怖心や不快感を起こさせるもの
 - (8) 非科学的な根拠等により、人心を惑わせ、又は知得した者に恐怖心や不快感を起こさせるもの
 - (9) 露骨で卑猥な性表現等風紀上好ましくない表現やセクシャルハラスメントにあたる表現を含むもの
 - (10) 過度に射幸心や投機心をあおるもの又は過度に享楽的な内容のもの
 - (11) 青少年の健全な育成を妨げるものの
 - (12) 広告関連法規に抵触するもの
 - (13) 國際法規に違反し、又は國家間の信義を損なうもの
 - (14) 虚偽又は誇大な表現により公衆に誤認を与えるもの
 - (15) 他人の肖像、氏名、談話、著作物等を無断で使用しているもの
 - (16) 広告内容に係争中の事実を含むもの
 - (17) 広告内容が社会的に糾弾されている事実を取り扱っている等、掲出に対する社会的なコンセンサスが得られないもの
 - (18) 特定の政治活動又は布教活動のためにするもの
 - (19) 思想信条等において、中立的立場を欠くと判断されるもの
 - (20) 取り扱うことにより会社又は郵便局若しくは郵便局社員等の生命、身体、財産、名誉等に危険が及ぶもの
 - (21) 日本郵政グループ各社に無断で日本郵政グループ各社の登録商標やロゴを使用し、又は日本郵政グループ各社が主催、共催、後援、協賛等している旨の表現を無断で用いているもの
 - (22) 事実と異なり、日本郵政グループ各社が特定の商品や広告内容を支持、推奨、保証しているかのような表現を用いているもの
 - (23) 日本郵政グループ各社の業務を妨害し、又は業務に支障を生じさせるもの
 - (24) 日本郵政グループ各社の事務事業と競合する業種又は商品・サービスに関するもの
 - (25) 日本郵政グループ各社の施策やキャンペーンと矛盾する又は混同されるもの
 - (26) 郵便局内外の品々や美観を損なわせ、又は安全で良好な環境維持を妨げるもの
 - (27) その他会社が不適当と認めたもの
- 3 会社は、申込者が、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある場合には、広告物の掲出又は掲出場所の提供を行いません。
- (1) 実態が不明瞭又は運営体制等に懸念がある者
 - (2) 暴力団等反社会的勢力又はそれらと関係を有する者その他社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - (3) 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもつて利用する者
 - (4) 日本郵政グループ各社との取引において重大な事由により取引停止となった者
 - (5) 日本郵政グループ各社又は指定広告代理店との取引において債務不履行となった者
 - (6) 法令違反、公序良俗違反その他社会的信用失墜行為を犯した者
 - (7) その他前項各号の基準に照らして不適当と会社が認めた者

(広告物の事前審査)

第7条 申込者は、次条の申込みに先立ち、広告物案その他会社が指定する資料(以下「広告物案」といいます。)を直接又は受付局を通じて会社に提出し、事前審査を受けることとします。ただし、過去に審査で承認された広告物案により、当該審査結果の有効期間内に、直接又は同一の受付局を通じて申込みを行う場合はこの限りではありません。

- 2 会社は、広告物案について第3条第2項の規格条件等及び前条各項の広告取扱基準に照らして違反や不適合等がないかを審査し、審査結果を直接又は受付局を通じて申込者に通知します。なお、申込者は、会社が広告物案について必要に応じてその業務の範囲内で複製すること、法令、裁判所の決定又は命令及び行政官庁に要請された場合は、その要請の範囲内で要請機関へ開示すること、審査上等の理由で確認が必要と会社で判断した場合は、その理由の範囲内で行政機関等の専門機関に広告物案を提出し、照会する場合があることを予め承認するものとします。
- 3 前項の審査において非承認となった場合、これにより生じた申込者の損害について、会社は何らの責任も負わないものとします。また、承認となった場合であっても、申込者は、当該承認通知が、広告物案が法令等に照らして問題ないものと会社が保証するものではないことを予め承認するものとします。
- 4 会社は、審査結果について、申込者に対して、その承認又は非承認の理由を明示する義務を負わず、又、広告物案の校正及び返却は行いません。
- 5 審査結果の有効期間は、会社が定める期間とします。ただし、広告物案を変更して申

込みを行う場合又は広告物に関して会社と第三者との間で紛争等が生じた場合その他会社が必要と認めた場合には、再度審査を受けるものとします。

(郵便局広告の申込み)

- 第8条 郵便局広告の申込みは、申込者が、審査結果の有効期間内に、会社が指定する期限(第2条第1項第10号に定める「営業日」に基づきます。以下同じ。)までに、会社所定の申込書を直接又は受付局を通じて会社に提出することにより行うものとします。
- 2 会社は、前項の申込内容について掲出局の状況、取扱条件及び提供価格その他の事情に照らし支障がないかを確認し、当該申込みを承諾した場合には、その旨を直接又は受付局を通じて申込者に通知します。ただし、受付局での申込みと同時に広告料(第17条で定義します。以下同じ。)が支払われた場合には、当該広告料の受領をもって当該申込みを承諾したものとみなします。
 - 3 申込者は、第1項の申込みにあたり、郵便局広告の提供上、会社による広告物の企画制作、配達又は掲出撤去に係る施工その他附帯業務(以下「附帯業務」といいます。)が生じる場合には、会社に附帯業務を依頼するものとし、会社と申込者は、当該依頼と第1項の申込みとを合わせて一の申込みとして取り扱うものとします。この場合において、会社が必要と判断したときは、会社は申込者に対して、附帯業務に係る業務委託契約書を締結するよう求めるものとします。
 - 4 本条の規定にかかわらず、会社は、受付局での申込み時に申込者の承諾を得た上で、当該申込みを受付局から指定広告代理店に取り次ぐことができます。

(契約の成立)

- 第9条 郵便局広告の提供に関する契約(以下「本契約」といいます。)は、本規約の定めるところにより、申込者が直接又は受付局を通じて会社に申込みを行い、会社がこれを承諾する旨を直接又は受付局を通じて申込者に通知したとき、又は受付局での申込みと同時に広告料を支払い、会社がこれを受領したときに会社と申込者との間で成立するものとします。
- 2 前項にかかわらず、前条第4項の規定により申込みが指定広告代理店に取り次がれた場合には、申込者と指定広告代理店との間で郵便局広告の提供に関する契約が成立するものとします。

(契約の解約)

- 第10条 会社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、申込者への催告等何らの手続を要しないで本契約の全部又は一部を解約し、掲出中の広告物を撤去することができるものとします。
- (1) 日本郵便株式会社より広告物の掲出を禁止されたとき又は広告物の撤去を命ぜられたとき
 - (2) 法令等により広告物の掲出を禁止されたとき又は広告物の撤去を命ぜられたとき
 - (3) 申込者が、会社が承諾した内容(広告物、掲出局、掲出場所、掲出期間・日時及び掲出方法等)と異なる内容で広告物の納品又は掲出を行ったとき
 - (4) 申込者が第8条第2項の承諾を得ることなく広告物の納品又は掲出を行ったとき又は行おうとしたとき
 - (5) 広告物の内容又は申込者が第6条各項に抵触する、又は抵触するおそれがあるとき
 - (6) 広告物に関して会社と第三者との間で紛争等が生じ、相当の期間を経ても申込者による紛争等の解決が図られないとき
 - (7) 申込者が会社に対して申し出た内容に虚偽があったとき
 - (8) 申込者に広告料を支払う意思又は能力がないと認められる相当の理由があるとき
 - (9) 申込者が本規約の各条項又は本契約に違反したとき
 - (10) その他特に必要が生じたとき
- 2 申込者は、会社に本契約の解約の申し出をし、会社がこれを承諾した場合に限り、本契約を中途解約することができます。
 - 3 第1項第2号から第9号及び前項の規定により本契約が解約された場合には、会社は、申込者に対して解約に伴う何らの責任(損害賠償、損失補償、慰謝料その他名目の如何を問いません。)も負わないものとし、申込者は広告料の全額を違約金として会社が指定する期日までに会社に支払うものとします。ただし、この場合において、第18条の規定により申込者が既に広告料を支払っているときは、これを違約金として扱うものとし、申込者は会社に対して、支払済みの広告料の返還を求ることはできないものとします。
 - 4 第1項第1号又は第10号の規定により本契約が解約された場合には、申込者と会社が誠意をもって協議し、必要な措置を講じるものとします。

(広告物・契約内容の変更)

- 第11条 本契約の成立後は、広告物の変更(形態、意匠、表現、内容又は企画その他一切の変更を含みます。)又は契約内容の変更(申込者、郵便局広告の種類、掲出局、掲出場所、掲出期間・日時又は掲出方法その他一切の変更を含みます。)をすることはできないものとします。ただし、申込者の申し出に対して、会社が特に認めた場合はこの限りではありません。

(掲出局・掲出期間)

第12条 掲出局及び掲出期間・日時は、会社が定める取扱条件に基づき、本契約において取り決めるものとします。

- 2 会社は、掲出局が非営業日のときは、掲出期間内であっても広告物の掲出を行わない場合があり、申込者は予めこれを了承するものとします。
- 3 掲出期間は、審査結果の有効期間内に限るものとします。

(広告物の納品・管理)

- 第13条 広告物の納品は、申込者が自己の責任と負担により、会社が指定する期間内に、掲出局に持参することにより、又は会社所定の物流倉庫に一括納品することにより行うものとし、物流倉庫に納品された場合には、会社が、当該広告物を掲出局に配達するものとします。なお、申込者による掲出局への直接配達又は物流倉庫への期間外納品については、会社が特に認める場合を除き、これを行つてはならないものとします。
- 2 申込者は、広告物の掲出局又は物流倉庫への納品後に、会社に対して広告物の残数報告、追加納品又は補充作業を求めるることはできないものとし、会社は申込者に対して、これらの義務を負わないものとします。ただし、申込者が事前に掲出局への持参による広告物の補充を申し出で、会社が特に認めた場合には、会社が指定する期日までに、自己の責任と負担により、これを行なうことができます。
 - 3 広告物の納品後から掲出期間終了(継続申込みの場合は当該延長期間終了)までの間、会社の責に帰すべき事由により、広告物の滅失、毀損、盜難、紛失等(以下「毀損等」といいます。)が生じた場合には、会社は申込者に対して、申込者が直接被った実損害額(間接損害、信頼利益に対する損害及び機会費用等を含みません。原則として毀損等が生じたことが明らかな広告物数に相当する額とします。)に限り、賠償するものとします。ただし、広告物の瑕疵、第三者による盗難・汚損又は天災等の不測の事態等による広告物の損害については、会社は何らの責任も負わないものとします。

(広告物の掲出)

- 第14条 広告物の掲出は、会社が行います。ただし、本契約に基づいて、会社が掲出場所を提供して申込者が自ら広告物の掲出を行う場合には、事前に掲出局と打合せの上、会社が指定する日時に、申込者が自己の責任と負担によりこれを行なうものとします。
- 2 掲出局における広告物の掲出場所は、会社が指定する場所とします。掲出場所は掲出局の事情等により変更になる場合があり、申込者は予めこれを了承するものとします。
 - 3 前項の掲出場所において、広告物の前に障害物が置かれ視認できない等、掲出の目的が達成されていないと認められる場合には、申込者は会社に対してその旨を申し出で是正を求めるものとし、自ら障害物の排除、掲出場所の変更等を行なうものとします。なお、申込者は、本項の規定が、申込者に対して申込者が希望する掲出の効果を保証するものではなく、申込者が会社に対して、広告物が視認できるために必要な措置を講じる限度では是正を求めることができる旨を定めたものであることを了承するものとします。
 - 4 第3条第1項第4号の掲出については、掲出局の事情等により、本契約で定められた掲出期間内に、申し込まれた全ての配布物を配布しきれない場合があり、申込者は予めこれを了承するものとします。
 - 5 掲出期間中(継続申込みの場合は当該延長期間を含みます。)、会社の責に帰すべき事由により、広告物の未掲出、誤掲出、掲出不能等(以下「未掲出等」といいます。)が生じた場合には、会社は申込者に対して、広告料を上限として、申込者が直接被った実損害額(間接損害、信頼利益に対する損害及び機会費用等を含みません。原則として未掲出等が生じたことが明らかな掲出場所数及び掲出期間に相当する額とします。)に限り、賠償するものとします。

(広告物の撤去・処分)

- 第15条 会社は、掲出期間終了後(継続申込みの場合は当該延長期間終了後)、広告物の残数にかかわらず、広告物の撤去(第2条第1項第4号に定める処分等の実施を含みます。)を行ないます。ただし、前条において申込者が広告物の掲出を行った場合には、会社が指定する期日までに、申込者が自己の責任と負担によりこれを行なうものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、申込者に第10条第1項各号に該当する事由が認められる場合には、会社は申込者に対して、広告物の撤去を求めるものとし、申込者は、会社が指定する期日までに、自己の責任と負担によりこれを行なうものとします。
 - 3 会社は、申込者が前二項の広告物の撤去を当該期日までに行わないときは、申込者への催告等何らの手続を要しないで、申込者の負担によりこれを行なうものとします。
 - 4 申込者は、第1項で会社が撤去を行う場合において、事前に広告物の回収を申し出で、会社が特に認めた場合には、会社が指定する期日までに、自己の責任と負担によりこれを行なうことができます。

(継続申込み)

- 第16条 掲出期間中、会社が指定する期限までに、申込者が会社に対して郵便局広告の継続申込みを行い、申込者と会社との間で新たに郵便局広告の提供に関する契約が成立した場合には、掲出期間を延長することができます。ただし、継続申込みは次の各号の要件をいずれも満たす場合に限り、受け付けるものとします。

郵便局広告取扱規約

MEDIA GUIDE
郵便局広告のご案内

- (1) 提供中の郵便局広告が第3条第1項第1号から第3号のいずれかであること
 - (2) 直接又は同一の受付局を通じて申込みが行われること
 - (3) 新たに行われる第9条による契約の申込み方法が、提供中の郵便局広告に係る契約の申込み方法と同一であること
 - (4) 掲出中の広告物と比較して、継続申込みをした郵便局広告の意匠・表現に変更がないこと
 - (5) 延長後の掲出期間の最終日が審査結果の有効期間内であること
 - (6) 掲出局の追加及び変更が生じないこと（掲出局の削減は可とします。）
 - (7) 広告物の物流倉庫への追加納品が生じないこと（掲出局への持参は可とします。）
- 2 申込者は、前項の継続申込みにおいて、他の申込者の申込みにより、申込者が希望する掲出局での掲出延長を行えない場合があることを予め了承するものとします。

（広告料）

第17条 本契約の契約金額（第8条第3項の附帯業務に係る費用を含みます。以下「広告料」といいます。）は、会社が定める提供価格に基づき、本契約において取り決めるものとします。なお、前条の規定により掲出期間が延長された場合は、当該延長期間に相当する広告料を加算します。

（広告料等の支払い）

- 第18条 申込者は、広告料等を、会社が発行する請求書に基づき、会社が指定する期日までに、会社所定の口座宛に払い込む方法により、又は受付局での申込み時に現金で支払う方法により、一括で支払うものとします。なお、払込手数料は申込者が負担するものとします。
- 2 申込者が前項の支払期日までに広告料等を支払わなかった場合には、会社は申込者に対して、支払期日の翌日から支払済みの日（同日を含みます。）までの間に、支払遅延金額に年率6%を乗じて算出した遅延損害金を請求することができます。この遅延損害金の算出方法は、1年365日とする日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てます。ただし、遅延損害金の額が100円未満の場合には、申込者は会社に対して、遅延損害金を支払うことを要しないものとします。

（損害賠償・苦情等対応）

第19条 広告物に関する一切の責任は、申込者が負うものとします。

- 2 申込者（業務委託先等を含みます。以下本項において同じ。）は、掲出された広告物の内容又はその広告物を通じて販売した商品若しくは提供したサービス、その他申込者による勧奨・宣伝行為に關し、会社（日本郵政グループ各社を含みます。以下本項において同じ。）又は第三者に損害を与えるものとし、万が一、会社又は第三者に損害を与えた場合には、これにより会社が被った一切の損害（会社が直接の損害を被った場合に限らず、会社が第三者から受けた苦情に起因して被った損害を含みますが、これらの場合に限りません。）を賠償するものとします。また、掲出された広告物の内容に關し、会社が第三者から苦情を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、申込者の責任と負担において解決するものとし、申込者は会社に一切の負担を掛けないものとします。

（免責事項）

第20条 会社は、次のいずれかの事由により広告物の掲出を行えない場合には、掲出期間内であっても、当該事由が解消されるまでの間、会社の判断により広告物の掲出又は掲出場所の提供を行わないことができるものとします。

- (1) 天災等不可抗力、法令等による撤去命令、第三者による掲出阻害、物流上の支障、不測の事態その他会社の責に帰すことができない事由により広告物の掲出を行えない場合
 - (2) 申込者による広告物の納品が遅れた場合、申込者が制作した広告物に瑕疵があった場合、申込者による掲出方法に瑕疵があった場合その他申込者の責に帰する事由により広告物の掲出を行えない場合
 - (3) 掲出局が閉鎖又は一時閉鎖した場合、掲出局の事情により掲出場所の確保が困難になった場合その他日本郵便株式会社の命令により広告物の掲出を行えない場合
- 2 前項第1号又は第2号により広告物の掲出又は掲出場所の提供を行わない場合には、会社は申込者に広告物の掲出を行えなかつた期間に対応する広告料等の払戻し又は減額を行わず、又、申込者に対して何らの責任も負わないものとし、前項第3号により広告物の掲出又は掲出場所の提供を行わない場合には、申込者と会社が誠意をもって協議し、これを解決するものとします。
- 3 会社は、広告物の掲出により、広告対象となっている商品・サービスの売上等が向上すること、広告対象となっている団体又は個人の知名度等が上昇すること、広告対象が社会的な批判の対象とならないこと、広告内容が広く世に伝わること、その他申込者が希望する掲出の効果が得られることを何ら保証するものではなく、申込者は、これを了承の上、申込みを行いうものとします。

（第三者への委託）

第21条 会社は、郵便局広告の提供に係る業務の一部を第三者に委託することができるものとし、申込者は予めこれを了承するものとします。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第22条 申込者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために担保に供し、その他一切の処分を行ってはならないものとします。

（商標等の使用禁止）

第23条 申込者は、許可なく日本郵政グループ各社の商号、登録商標、ロゴその他日本郵政グループ各社を表示する文字及び記号について、自ら使用し、又は第三者をして使用させてはならないものとします。

（二次利用の禁止）

第24条 本契約に基づく事前審査、契約の締結、広告掲出その他会社のあらゆる行為は、申込者及び広告物に対し、本契約上認められる権利以外に、いかなる意味においても一切の信用、代理権、知的財産権その他の有形又は無形の権利又は利益を付与するものではありません。申込者は、本契約に基づく広告実施の前後にかかわらず、自己の信用を補完する目的又は本契約上認められる権利以外の何らかの権利若しくは利益の存在を推知させる目的で、郵便局広告の実施状況・実施した事実等について、webサイト、チラシ、ダイレクトメールその他の手段を問わず、自ら表示・発信し、又は第三者をして表示・発信させてはならないものとします。

（法令遵守・権利処理）

第25条 申込者は、広告の内容又はその広告を通じて販売する商品若しくは提供するサービスその他申込者による勧奨・宣伝行為に關し、関係する法律・規則及び公正競争規約並びに業界団体等が定めた自主規制がある場合はこれらを遵守します。

- 2 申込者は、第三者の著作権、特許権、商標権、プライバシー、パブリシティ権その他の権利を侵害することのないよう、自己の責任と負担により一切の権利処理を行うものとします。また、行政庁及び自主規制団体等の許認可等の手続が必要とされる場合には、自己の責任と負担により当該手続を行うものとします。

（届出事項）

第26条 申込者は、本契約の期間中、申込み時に会社に届け出た申込者情報（氏名又は名称、居所又は住所及び連絡先その他会社の定める事項）に変更があった場合は、直ちに会社へ通知しなければならないものとします。

- 2 会社が申込者に対して行う通知又は催告は、申込者から届出のあった居所又は住所に宛てて発することにより行うものとし、当該通知又は催告が通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

（秘密情報等）

第27条 申込者及び会社は、本契約に基づいて知り得た相手方の秘密情報（営業上、技術上の事実又は資料その他情報等）を、相手方の予めの書面による同意なく第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。ただし、法令、裁判所の決定又は命令及び行政官庁の要請により必要とされる場合は、必要とされる範囲かつ要請等をされた機関に対する限りで開示することができるものとします。

- 2 会社は、本契約に基づいて取得した申込者の情報を適切に管理するとともに、郵便局広告の品質向上及び提案のために会社、日本郵便株式会社及び指定広告代理店と共同利用するものとし、申込者は予めこれを了承するものとします。

（分離可能性）

第28条 本規約又は本契約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法（平成12年5月12日法律第61号）その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該条項又はその一部を除いた部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

（存続条項）

第29条 第10条第3項及び第4項、第19条、第23条、第24条、第27条、本条並びに次条の規定は、本契約が解除、期間満了その他事由のいかんを問わず終了した後も、なお効力を有するものとします。

（準拠法及び管轄裁判所）

第30条 本契約の準拠法は日本法のみとし、本規約及び本契約の規定は日本法に従つて解釈され、執行されるものとします。

- 2 本契約に関して申込者と会社との間で生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（協議事項）

第31条 本規約及び本契約に定めのない事項並びに本規約又は本契約の規定の解釈に関して疑義が生じた事項については、申込者と会社が誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

郵便局広告 規格・条件等

MEDIA GUIDE
郵便局広告のご案内

郵便局広告ご利用のご案内

| | ポスター | パンフレット | サンプリング | イベントスペース |
|-----------|---|---|---|--|
| 対象局 | 全国約20,000局 1局1枠～ | 全国約20,000局 1局1枠～ | 全国約20,000局 | 全国約16,000局 |
| 規格 | 【1枠あたり】 サイズ：B2タテ以下 (B2サイズ:72.8×51.5cm) | 【1枠あたり】 サイズ：A4以下 (B5、A4/3つ折サイズ可) (A4サイズ:29.7×21cm) 厚さ：1部あたり1cm以内 トータル5cm以内 重さ：トータル重量 2kg以内 部数：200部以内 ※複数のチラシを掲出する場合には、ホチキス留めをするかPP袋等で個別包装し、広告物が分離しないようご手配願います。 | 内容：試供品及びこれに類するもの サイズ：1個あたりA4以下 厚さ：1個あたり1.5cm以下 重さ：1個あたり150g以下 ※缶類は大きさや重量によって応相談 ※試供品等は、危険物や壊れやすい形状・材質のものは避け、賞味期限・消費期限に余裕があり、常温配布可能なものに限ります。 | サイズ：6.6m ² 以下 なお、利用可能なスペースのサイズは、6.6m ² をお約束するものではありません。郵便局によって異なりますので、お問い合わせください。 |
| 申込み期限 | 【広告物を指定納品先に一括納品する場合】 郵便局窓口払い：8営業日前 請求書払い：10営業日前 【広告物をご持参の場合】 郵便局窓口払い：3営業日前 請求書払い：10営業日前 | 【広告物を指定納品先に一括納品する場合】 郵便局窓口払い：8営業日前 請求書払い：10営業日前 【広告物をご持参の場合】 郵便局窓口払い：3営業日前 請求書払い：10営業日前 | 請求書払い：10営業日前 ※配布局数により応相談 | 実施開始日の15営業日前までに郵便局または指定広告代理店までお申し出ください。 |
| 掲出期間・実施期間 | 1期2週間(月曜開始) | 1期2週間(月曜開始) | 1期2週間 各局無くなり次第配布終了 | 1日単位 |
| 料金 | P.2をご参照ください。 | P.3をご参照ください。 | P.5をご参照ください。 | P.6をご参照ください。 |
| 納品締切 | 【広告物を指定納品先に一括納品する場合】 掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間に指定納品先に一括で納品してください。 納品先：お問い合わせください。 納品部数：掲出部数+予備分1%～5% ※指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。 ※納品方法等の詳細はお問い合わせください。 【広告物をご持参の場合】 掲出前営業日までに掲出する各郵便局にご持参ください。 | 【広告物を指定納品先に一括納品する場合】 掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間に指定納品先に一括で納品してください。 納品先：お問い合わせください。 納品部数：掲出部数+予備分1%～5% ※指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。 ※納品方法等の詳細はお問い合わせください。 【広告物をご持参の場合】 掲出前営業日までに掲出する各郵便局にご持参ください。 | 【広告物を指定納品先に一括納品する場合】 別途梱包・発送費がかかります。詳しくはお問い合わせください。 実施開始日の1か月前から6営業日前までの間に指定納品先に一括で納品してください。 納品先：お問い合わせください。 納品部数：配布部数+予備分1%～5% ※指定納品先までの送料及び郵便局までの梱包・発送費は広告主さまのご負担となります。 ※納品方法等の詳細はお問い合わせください。 【広告物をご持参の場合】 実施開始前営業日までに実施する各実施郵便局にご持参ください。 【広告物を直送の場合】 実施開始2営業日前までに実施する各郵便局に納品してください。 | 広告物を含む持込み物品はイベント開催当日に実施郵便局へご持参ください。 |

※各媒体の注意事項及び重要事項もご確認ください。

※記載情報は2019年4月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。